

大川広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の  
縦覧等の手続に関する条例施行規則

〔 令和3年3月26日 〕  
規 則 第 3 号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大川広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和3年大川広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の手続)

**第3条** 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、一般廃棄物処理施設に係る報告書等の縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

**第4条** 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(縦覧の期間等)

**第5条** 条例第4条第2項の規定による報告書等の縦覧の期間のうち、大川広域行政組合の休日を定める条例（平成元年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日は縦覧することができない。

2 報告書等を縦覧することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

(意見書の記載事項)

**第6条** 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置又は変更に関し、利害関係を有する理由
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

**第7条** この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

大川広域行政組合 管理者 様

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理施設に係る報告書等の縦覧申込書

大川広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例施行規則第3条の規定により、報告書等の縦覧を申し込みます。